

福岡市公共交通不便地対策事業
(デマンド交通)
要求水準書

令和 8 年 3 月 2 日

福岡市

目次

第1章 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 性能規定	1
3 要求水準の変更	1
第2章 要求水準に関する事項	2
1 業務に関する要求水準	2
2 要求水準	3

第1章 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、本市が、本事業を実施する事業者を選定するにあたり、事業者に要求する水準等を示すものである。

2 性能規定

本要求水準書は、本市が求める最低水準を規定するものである。

要求水準として具体的な特記仕様が規定されている内容についてはこれを遵守し、規定されていない内容については積極的に創意工夫を凝らした提案をすること。

3 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 地震、風水害、感染症の流行その他の災害等の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 運行協議会の協議により業務内容の変更が必要なとき。
- ④ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。また、要求水準の変更に伴い、事業協定書等の変更が必要となる場合、必要な変更等を行う。

第2章 要求水準に関する事項

1 業務に関する要求水準

事業の実施にあたっては、下記に示す業務を行うこと。

(1) 運行業務

1) 運行業務

- ・「2 要求水準」のとおり

※運行計画については、最優秀提案者決定後、市及び地域等と協議の上で決定する。

2) 運行記録の報告

- ・福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づき毎月の運行日数、利用者数、運行経費、収入等について市へ報告する。

(2) 運行準備

1) 停留所の設置等

- ・必要な手続きを行い、視認性に配慮した停留所を製作設置すること。

2) 車両の表示

- ・デマンド交通（予約型乗合タクシー）と分かるよう、車体側面に貼付するマグネット式表示板を製作表示すること。

3) 運行計画の作成等

- ・運行計画を作成し、福岡市地域公共交通会議の承認を得て、道路運送法の規定に基づく許可申請業務を行う。

(3) 特記事項

- ・利用状況や収支率等を踏まえ、運行協議会で協議のうえ、運行区域や運行時間、運賃等の変更を行う場合があることに留意するとともに、特に運行台数の増減に対しては柔軟な対応ができるよう努めること。また、その場合、必要に応じ福岡市地域公共交通会議や運賃幹事会に図る必要があることに留意すること。
- ・個々の具体的業務を第三者に委託することは可能であるが、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は下請けしてはならない。なお、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができない。

2 要求水準

本事業の運行の様子は、道路運送法施行規則第3条の3「区域運行」とする。

	内容
1. 運行日及び運行本数	○月・火・水・木・金曜日…計8便/日 ○予約があった場合のみ運行を行う。
2. 運行区域	○停留所を対象地区内に設定する。 ○それぞれの地点間運行距離は、停留所・運行経路（案）を参照のこと。 ※停留所の詳細位置等は、今後協議により決定する
3. 乗車受付	○受付方法：電話 ○受付日：利用日の1週間前から前日まで ○受付時間：9：00～17：00まで
4. 車両	○道路運送法及び道路運送車両法等の規定に基づく事業用自動車の要件を満たす小型車両（乗車定員5名以上10人以下）車両とする。 ○点検時や緊急時等にも運行できるよう、予備車1台を確保すること。 ※常用車は、既存タクシーとの併用又は購入、リースによって確保するものとし、運行経費算定にあたっての減価償却費・リース費は、購入の場合は5年払いの1年分、リースの場合は年間リース料で見積もること。なお、車両を購入するにあたっては、収支率の未達等により本事業が5年を満たず終了する可能性があることに留意すること。 ※予備車については、臨時便が必要な場合や常用車の車両の車検、故障修繕等により利用できない場合に使用するものとし、減価償却費や修繕整備費、保険料、公租公課など運行経費の計上の対象外とする。
5. 運賃	○目標収支率（20%以上）を踏まえ設定すること。
6. 決済手段	○現金、福岡市高齢者乗車券及び福祉乗車券への対応

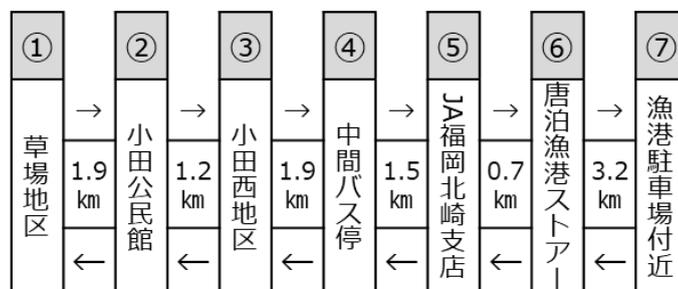
【運行時刻表案】

往路	出発時刻	復路	出発時刻
1便	9:00	2便	9:30
3便	10:00	4便	10:30
5便	14:00	6便	14:30
7便	15:00	8便	15:30

【運行ルート（案）】



【停留所・運行経路（案）】



往路：①→②→③→④→⑤→⑥→⑦

復路：⑦→⑥→⑤→④→③→②→①